



「ただ乗り事業者」(義務不履行者)対策

容器包装リサイクル法(容リ法)では、①「容器」「包装」を利用して中身を販売する、②「容器」を製造する、③「容器」および「容器」「包装」が付いた商品を輸入して販売する事業者は、小規模事業者(表1)を除いて、容リ法に定められた「特定事業者」として、リサイクル(再商品化)の義務を負います。

特定事業者であっても負担金を支払わない(未申込、過少申告など)など義務を果たしていない事業者を「ただ乗り事業者」と呼んでいます。「ただ乗り事業者」の存在は、再商品化の義務を負う事業者間の不公平感を生むことから容器包装リサイクル制度全体の持続可能性にかかわる大きな問題です。

国の取り組み

罰則強化で罰金を引き上げ

事業者が適切に再商品化義務を履行していないと思われる時は、主務大臣が事業の状況や再商品化の状況に関し報告を徴収したり、事務所・工場・事業場・倉庫に立ち入り、帳簿・書類その他の物件を検査し、実態を把握することになります。

報告徴収や立ち入り検査により、明らかに再商品化義務の不履行がある(「ただ乗り事業者」)と思われる時には、主務大臣が再商品化の実施に関して必要な指導・助言を行うこととなります。

指導・助言によっても再商品化をしない事業者に対しては、再商品化をすべき旨を主務大臣が勧告し、その勧告に事業者が従わなかったときは、その旨が公表されることとなります。

さらに、その公表後も勧告にかかわる措置をとらない事業者に対しては、その勧告にかかわる措置をとるべきことを主務大臣が命令し、その命令に違反した事業者には罰金が科せられます。従来「50万円以下の罰金」となっていた罰則の強化が検討され、平成18年の法改正により「100万円以下の罰金」に引き上げられました。

義務不履行者の公表

経済産業省は、平成16(2004)年12月13日付けで勧告したにもかかわらず、再商品化を行わなかった大企業11社に対し、社名、代表者名、所在地を平成17年4月20日に公表しました。

さらに、平成16年12月13日と平成17年6月13日付けの勧告に対して、中規模企業を含む58社の事業者で再商品化が行われていないため、平成17年9月9日に



第2回目の公表を実施しました。また、同年9月7日付けで、環境、経済産業、国税、厚生労働、農林水産の各省庁から関係業界団体に向けて、改めて容リ法制度への理解と特定事業者の再商品化義務履行の周知について、各団体所属企業への徹底を図り、このシステムが円滑に運用されるよう求めています。さらに法制度の周知徹底を定量的に把握するためとして、会員等企業名簿の提出協力を依頼しています。

平成18年1月18日付けで、経済産業省は公表を行ってもなお義務履行しない事業者36社に対して命令を実施するとともに、農林水産省においても、同日付けで勧告に従わない事業者8社に対して公表を実施しました。

協会の対応

督促や国への情報提供などの積極的な対応

「ただ乗り事業者」に対する諸措置は国が実施するものですが、協会としても積極的に協力し、前年度に申込みがあって今年度申込みがない事業者には督促をするとともに、国にその情報を提供しています。

また、協会では、主務5省庁からの依頼により、平成12年度分から、協会に再商品化委託申込みをし、再商品化委託料金を完納した事業者名を、「再商品化義務履行者リスト」としてホームページ上で公表しています(平成13年度から)。さらに、平成20年秋には、特定事業者の個別企業(公表に同意された事業者のみ)の再商品化委託料金(平成19年度分)をホームページ上で公表する予定です。(詳細は45ページTOPIC⑩参照)

なお、義務を履行すべき当該年度が終了しても、その義務が消滅することはないため、協会では、過年度分の申込みを随時受け付けております。国の指導の効果もあり、平成15年度からの受付実績は、表2のとおりです。

表1 法の適用を除外される小規模事業者

業種	売上高	従業員
製造業等	2億4,000万円以下	かつ20人以下
商業、サービス業	7,000万円以下	かつ5人以下

表2 各年度中に受け付けた過年度分の申込数

年度	15年度	16年度	17年度	18年度
件数	2,032件	4,815件	5,374件	4,171件
委託金額	2億500万円	5億2,800万円	8億2,300万円	5億6,500万円

※当該年度中に委託申込みを行わなかった事業者が、過年度分として申込みを行った件数を指す。
※1社が3年分をまとめて申し込んだ場合、件数は「3」とカウントされる。